

令和2年第4回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

令和2年11月2日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第4回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年11月2日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時及び宣告者	開 会	令和2年11月2日 10時00分		臨時議長	松 本 俊 清		
	閉 会	令和2年11月2日 14時5分		議長	大 倉 博		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光課長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業課長	石川久仁洋	○	
	職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱	前田早知子	○	人権啓発課長	増田好宏	○	
	総務財政課長	岩崎久敏	○	税住民課担当課長	石原千明	○	
	保健福祉課長	大西清隆	○				
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局	穂森美枝	○	議会事務局次長	草水英行	○	
会議録署名議員		向出 健			坂本英人		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和2年第4回笠置町議会臨時会会議録

令和2年11月2日～令和2年11月2日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月2日 午前10時00分開議

1. 臨時議長選任
2. 臨時議長あいさつ
3. 議員自己紹介
4. 町長あいさつ
5. 管理職職員自己紹介
6. 開会宣告
7. 議事日程報告

日程第1. 仮議席の指定

日程第2. 議長選挙

追加日程第1号

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 副議長選挙の件

日程第4. 議席の指定

日程第5. 常任委員選任の件

日程第6. 議会運営委員選任の件

日程第7. 一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の選挙

日程第8. 同意第12号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件

日程第9. 議案第41号 令和2年度 笠置町一般会計補正予算(第5号)の件

追加日程第2号

日程第1. 決議第1号 いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議

日程第10. 委員会の閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時00分

事務局長（穂森美枝君） 皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、始めさせていただきます。私、議会事務局長の穂森でございます。

あちらに控えておりますのが、議会事務局次長の草水でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

皆様におかれましては、このたびの笠置町議会議員一般選挙におきまして、栄えある御当選を果たされましたこと、誠におめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。

これより着席にて、失礼いたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、松本俊清議員が年長者でございますので、臨時議長をお願いします。

ご紹介申し上げます。松本俊清議員、議長席に御着き下さい。

（松本俊清君、議長席に着席）

臨時議長（松本俊清君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました松本俊清です。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。不慣れではございますが、議員各位に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。このたび、お互いに当選の栄誉を授けられ、こうして議席を得たのでありますので自己紹介をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議がないようであります。それでは、ただいまから議席順に自己紹介をしていただきます。一番議席に着席の、向出健議員より順次、お願いいたします。

1番（向出 健君） 南部区に在住をしております3期目となりました向出健です。どうぞよろしくお願いをいたします。

2番（坂本英人君） 南部区在住の坂本英人でございます。一から出直すつもりで参りました。よろしくお願い申し上げます。

3番（西 昭夫君） 東部区の西昭夫です。よりよい笠置のために頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

4番（由本好史君） 西部区の由本好史でございます。今回初当選ということで何分不慣れでございますので、今後とも御指導、御協力の程お願いいたします。

5番（田中良三君） 有市選出の田中です。よろしくお願いいたします。

6番（杉岡義信君） 西部区から選出させていただきました4期目の杉岡義信です。どうかよろしくお願いいたします。

7番（大倉 博君） 3期目となりました大倉博です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（松本俊清君） 松本俊清です。よろしくお願いいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

ここで、町長から自己紹介と、ごあいさつをお受けいたしたいと存じます。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

就任してから8カ月目に入りました、町長の中でございます。

本日ここに令和2年第4回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、秋もいよいよ深まり、11月1日からはもみじ公園のライトアップも始まりました。笠置の山々も錦秋に染まっていくことと思います。

議員の皆様におかれましては10月25日に執行されました笠置町議会議員一般選挙におきまして当選を果たされました。皆様は笠置町とそこに暮らす住民の皆様のために等の思いを訴えられまして御当選されました。心よりお祝い申し上げます。

笠置町は御存じのとおり少子高齢化や人口減少が進み、加えて財政的にも大変厳しい状況が続いております。こうした状況の中で町では総合計画を策定中であり、将来の笠置町のあるべき姿や具体的な町づくりの方向性をお示ししようと検討を進めております。今後も住民の皆様方が安心して暮らし続けられる町づくりを目指し、行政と議会とが手を携えて進んでいきたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては御自愛を賜りつつ、献身的な議員活動をお願い申し上げまして、簡単ではございますがお祝いの挨拶とさせていただきます。どうもおめでとうございます。

臨時議長（松本俊清君） ありがとうございました。

我々は今後4年間の任期中、執行部職員には何かとお世話になることと存じますの

で、この際、管理職職員の自己紹介をお願いいたしたいと思います。副町長より、順次
よろしく申し上げます。

副町長（青柳良明君） 皆さん御当選、誠におめでとうございます。副町長の青柳でござ
います。今後とも御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

総務財政課長（岩崎久敏君） 総務財政課長の岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします
ます。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 職員力向上担当参事兼税住
民課長事務取扱の前田です。よろしくお願いいたします。

税住民課担当課長（石原千明君） 税住民課担当課長の石原でございます。よろしくお願
いいたします。

保健福祉課長（大西清隆君） 保健福祉課長の大西でございます。よろしくお願いいたします
ます。

商工観光課長（市田精志君） 商工観光課長の市田です。どうぞよろしくお願いいたします。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課長の石川です。よろしくお願いいたします。

人権啓発課長（増田好宏君） 人権啓発課長兼笠置会馆館長の増田です。よろしくお願
いします。

臨時議長（松本俊清君） どうも、ありがとうございました。以上で出席者の紹介を終わ
ります。

臨時議長（松本俊清君） ただいまから令和2年第4回笠置町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布したとおりであります。

臨時議長（松本俊清君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただ今、ご着席
の議席を指定いたします。

臨時議長（松本俊清君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉鎖）

臨時議長（松本俊清君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に向出健議員及び、由本好史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙を配布)

臨時議長(松本俊清君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(松本俊清君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

臨時議長(松本俊清君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

(点呼、投票)

臨時議長(松本俊清君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(松本俊清君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。向出健議員及び、由本好史議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長(松本俊清君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、杉岡義信議員4票、大倉博議員4票、以上とおりです。

この選挙の法定得票数は2票であり、杉岡義信議員と大倉博議員の得票は、いずれもこれを超えております。

杉岡義信議員と大倉博議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

杉岡義信議員と大倉博議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、

この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選器で行います。

向出健議員及び由本好史議員、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めます。順序は議席の順とし、出た数の小さい方から、次のくじを引いていただきます。

まず、杉岡義信議員、くじを引いて下さい。

(くじをひく)

臨時議長（松本俊清君） 次に大倉博議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

臨時議長（松本俊清君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

杉岡義信議員が引いた数は12番、大倉博議員が引いた数は11番です。

したがって、くじを引く順序は、初めに大倉博議員、次に杉岡義信議員に決定しました。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。出た数字の小さい方を当選人と定めます。まず大倉博議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

臨時議長（松本俊清君） 次に杉岡義信議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

臨時議長（松本俊清君） くじの結果を報告します。

大倉博議員が引いた数は10番、杉岡義信議員が引いた数は26番です。

したがって、大倉博議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長（松本俊清君） ただいま議長に当選されました大倉博議員が議場におられます。会議規則第33条第2項によって、当選の告知をします。議長承諾のあいさつをお願いします。

議長（大倉 博君） ただいま、多数の議員の皆様から御推挙いただきまして、議会議長の要職に就くことになりました。誠にありがとうございます。身に余る光栄でございます。謹んでお受けいたします。

ここに皆さまの御推挙を受けました上は、身を挺してその厚情に対し、お報いする覚

悟を新たにしているところです。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されるよう、誠心誠意、努力する所存であります。

議員各位におかれましては、今後、より一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

臨時議長（松本俊清君） ありがとうございます。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了しました。皆様の御協力に対し厚くお礼申し上げます。これで降壇させていただきます。

大倉博議長、議長席に御着き下さい。

これより、暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 32 分

再 開 午前 10 時 49 分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き、再開します。

議長（大倉 博君） お諮りします。お手元に配布した日程第 1 号を本日の日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1 号を本日の日程に追加します。

議長（大倉 博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により 1 番、向出健議員及び 2 番、坂本英人議員を指名します。

議長（大倉 博君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉鎖）

議長（大倉 博君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、向出健議員及び、由本好史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議長（大倉 博君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効とします。投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「なし」の声）

議長（大倉 博君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（大倉 博君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（点呼、投票）

議長（大倉 博君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大倉 博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。向出健議員及び由本好史議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

議長（大倉 博君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、向出健議員3票、西昭夫議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、西昭夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(大倉 博君) ただいま副議長に当選されました西昭夫議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。

副議長承諾のあいさつをお願いいたします。西昭夫議員。

副議長(西 昭夫君) ただいま、議員各位の御推挙により副議長の重職につくことになりました。誠に光栄の至りに存じます。

議長と共に誠意を尽くし公正と議会の円満なる運営をはかり、町政発展のために努力をいたす所存であります。議員各位の御支援と御協力をお願いいたしまして就任のごあいさつといたします。

議長(大倉 博君) 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めるとなっていますが、くじによってお決めいただきたいと思います。

職員が封筒をもって回ります。封筒の中に数字が書いてありますので、その番号を議席番号といたします。

くじの引く順番は、仮議席の順番と決めさせていただきます。

なお、議会運営上、議長は8番議席、副議長は7番議席を指定します。それではくじを引いてください。

(くじを引く)

議長(大倉 博君) くじの漏れはありませんか。

無いようですので、くじに書かれた番号の議席にお着きください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時 4分

再 開 午前11時50分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(大倉 博君) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり、8人の全議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって常任委員会委員はお手元に配りま
した名簿のとおり、8人の全議員を選任することに決定しました。

常任委員会において、正副委員長が互選されましたので、結果を報告します。

総合常任委員会委員長に杉岡義信議員、副委員長に田中良三議員が選任されました。

議長（大倉 博君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お
手元に配布しました名簿のとおり、議長を除く7人の議員を指名したいと思います。御
異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員はお手元に配
りました名簿のとおり、議長を除く7人の議員を選任することに決定しました。

議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので、結果を報告します。

議会運営委員長に西昭夫議員、副委員長に由本好史議員が選任されました。

議長（大倉 博君） 日程第7、一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の選挙を行
います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推
選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ
とに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名する事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名する事に決定しまし
た。

相楽郡広域事務組合議会議員に、大倉博、由本好史議員を指名します。

相楽中部消防組合議会議員に、大倉博、田中良三議員を指名します。

国民健康保険山城病院組合議会議員に、杉岡義信議員、田中良三議員を指名します。

加茂笠置組合議会議員に、向出健議員、松本俊清議員、坂本英人議員、田中良三議員、大倉博を指名します。

相楽東部広域連合議会議員に、大倉博、向出健議員、坂本英人議員、西昭夫議員を指名します。

京都地方税機構議会議員に、松本俊清議員を指名します。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、由本好史議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました各議員が一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました各議員が一部事務組合議会議員に当選されました。

各一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員は、選挙の結果、相楽郡広域事務組合議会議員に、大倉博、由本好史議員、相楽中部消防組合議会議員に、大倉博、田中良三議員、国民健康保険山城病院組合議会議員に、杉岡義信議員、田中良三議員、加茂笠置組合議会議員に、向出健議員、松本俊清議員、坂本英人議員、田中良三議員、大倉博、相楽東部広域連合議会議員に、大倉博、向出健議員、坂本英人議員、西昭夫議員、京都地方税機構議会議員に、松本俊清議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、由本好史議員、以上の各議員がそれぞれ当選されましたので、当選の告知をします。当選のあいさつは省略いたします。

これより、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 39 分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(大倉 博君) 日程第8、同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本英人議員の退場を求めます。

(坂本英人議員退場)

議長(大倉 博君) 提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について提案理由を申し上げます。

議会議員の任期満了に伴う選挙により、議会選出の監査委員を新たに選任するものでございます。任期は令和6年10月31日までとなっております。よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件についてご説明を申し上げます。この説明は議案書の朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年11月2日提出、笠置町長、中淳志。

記。

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置。

氏名、坂本英人。以上でございます。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、同意第12号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

坂本英人議員の入場を求めます。

（坂本英人議員入場）

議長（大倉 博君） 坂本英人議員に申し上げます。同意第12号、笠置町監査委員選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意されましたので、その旨を告知いたします。

す。

議長（大倉 博君） 日程第9、議案第41号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第41号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出総額20億2,850万9,000円に、歳入歳出それぞれ100万7,000円を追加し、歳入歳出総額を20億2,951万6,000円とするものです。

歳出の主なものは農地災害復旧事業として98万7,000円、国勢調査費の金額確定に伴い2万円の増額補正をしております。

歳入は府委託金及び前年度繰越金を計上しています。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは議案第41号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について説明をさせていただきます。総務財政課からは歳入と総務財政課所管の予算について説明いたします。

まず歳入の方から説明させていただきます。議案書7ページを御覧ください。

16款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金では国勢調査委託金1万5,000円を補正しております。これは金額の確定に伴うものでございます。

今回の補正予算に伴っての財源不足分につきましては、前年度繰越金99万2,000円を充当しております。歳入については以上となります。

続きまして総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費、6目国勢調査費では2万円の増額補正を計上しております。府委託金の確定に伴う増額補正と、それと予算の組み換えをさしていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に議案の説明を求めます、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出についてご説明いたします。8ページの中段を御覧ください。

13款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費、12節委託料で9万7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては令和2年10月9日から10日にかけての台風14号の豪雨によりまして、有市地内の農地に土砂が流入するなどの被害が発生し、営農に支障をきたしております。農地災害復旧事業として迅速に事業を進めるため、測量や設計の業務を委託するものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、すべての議案に対し、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。5番、坂本君。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

農地災害復旧について少しお伺いしたいんですけども、笠置町としては農地災害あった時にこういうお金が発生すると。逆に事前に防ぐような考え方って建設課でお持ちなんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

事前対策というのは非常に大事なものであって必要なものであると認識はしております。しかしながら、町の施策としてそういったことを援助したり支援したりという制度はなかなかございません。しかしながら、農家さんとかいろいろな水利組合とか、そういった農業組織の中で水路であったり、そういう農道であったり常の維持管理というのがそういう農地被害を防いでいけるものというふうに考えております。そういった中で日常の維持管理というのを農業委員会だよりなどで啓発した中で行っていただき、そういった中で災害をできるだけ未然に防ぎたいというふうな思いでおります。以上です。

議長（大倉 博君） 5番、坂本君。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

なんでこんなこと聞いたかという、あってから使うお金というのは当たり前のように必要なやろうと思うんですけど、やっぱり笠置町の財政が20年大きく動いていないという実績があると。これ何かというと投資ができていないということです。いろん

なものに投資ができていなかったら、こういう継ぎはぎのような事業しかできないのかっていうふうに個人的には思うんです。最近の雨って長雨が多いように思っていて、この間の台風もそうですし、その少し前の3日ぐらい降り続いた雨の時も、中村、僕らの地区ですけど、結構水路が溢れるということが多く見られたんで、事前に防げるような手立てをそろそろ町としても考えてもらわないといけないんじゃないのかなと。たぶん僕らの近所で起きているということは、ほかの地区でも当然起きてることだと思いますし、その辺前向きな検討いただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員言われたような事前の投資と言いますか、そういう備え、準備というのは当然私らも必要だと考えております。そういったこと、個々に出てきますとなかなか対応も難しいことだと思います。区単位であったり、農家組合単位であったり、そういった水路の事前の補修なり改良と言いますか、そういったこと、要望をまたまとめていただきまして、またこちらの方といたしましても、限りある財政、財源ではございますけれども、対応できる範囲についてはそういったことで検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。3番、由本君。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この農地災害ですが、これから測量調査とか委託をされるということですが、実際工事とかはいつ頃される予定なんですか。それと、財源につきましては一般財源しか無理なんですか。その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 農地災害の今後のスケジュールの方を簡単に説明させていただきます。

現在お願いしております補正予算で、測量それから設計の業務委託を行います。これを11月中に迅速に行っていただきまして、12月補正にはその事業費というのを計上、実施が確定いたしましたら12月補正で予算を計上。12月22日に国の査定を受ける日程が決まっております。そういった中で4月、次年度の水稲作付けを行おうとするならば、もう4月にはできてなくてはいけませんので、年明けには発注していかならんというような流れで思っております。

財源につきましては、この測量費というものにつきましては町の財源となります。また、災害復旧事業、実際に工事等にかかりましたら国の補助なりが付いてきて、受益者負担というのも当然発生してくるものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。1番、向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今、予算上は農地復旧費ということですが、裏手の方から土砂が崩れたという現場も見させていただきまして、現地の方がかき出し作業とかされているときも見てきたんですけども、土砂が崩れたということですから、その対策については現在話が進んでいるのか、農地の復旧だけではなくて、大元の崩れた場所に対しての対策というのはどのように進んでいるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の土砂の流入といいますのは、砂防ダムから実際に大雨等によりまして土砂が流れ込んだということでございます。砂防ダムにつきましては正常な動きと言いますか、土砂を食い止めて、満タンと言いますか、増えたときに一定の量を放出するというところで、砂防ダムについては正常な機能を果たしておるところでございます。

ただ、下の水路の受け皿がどうしても狭いことから、その受け皿がどうしても狭いことから耐え切れずに、農地への土砂の流入となったようでございます。今、その水路につきましても、水路の抜本的なことはなかなか対応はしていけないと思うんですが、砂防ダムの手前の改修などは地元の水利組合さんと調整しながら、現在検討しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 1番、向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今言われたように、検討はしているということでしたけれども水路は難しいという話でしたが、それも含めて災害が起きたら復旧費ということでお金を出すということになりますから、その度に出すお金のことと、やはり対策をして、大雨が降ってもそういう被害ができる限り小さくしていくと。費用対効果のこともあると思いますので、ぜひ進めていっていただきたいなと思ってるんですが、当然災害の問題も絡んでますので、町だけではなくて、国や府等使える制度であったり、財産の予算の措置等求めていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その辺りの予算要望の関係とか、財

政的な措置の関係で、見通しと言いますか、何か今進めようとしおられることや考えておられることがあれば答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在、土砂の災害復旧ということで小規模災害に載せていけないかということで、財政の方とも調整した中で進めております。そういった水路的なこともその財源の中で、事業の中で対応していけるかどうかというのも含めまして、係の方で今現在調整しているところがございます。決まりましたら、次回の補正等で計上させていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。無ければこれで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって議案第41号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） お諮りします。総合常任委員長より、決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題とすることに決定しました。

決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議の件を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。総合常任委員長。

総合常任委員長（杉岡義信君） 決議第2号、令和2年11月2日。

提出者、総合常任委員長、杉岡義信。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称、いこいの館運営対策特別委員会。

2 目的、いこいの館の運営等、今後のあり方に関し所要の調査検討をすることを目的とする。

3 委員の定数、8名。

4 付議事件、いこいの館の運営の安定や経営対策、今後のあり方について。

5 調査の期限、調査の終了まで。以上。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、決議第2号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議の件は、可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました、いこいの館運営対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、名簿のとおり全議員8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、いこいの館運営対策特別委員会

委員は、全議員 8 人を選任することに決定しました。

いこいの館運営対策特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。いこいの館運営対策特別委員会委員長に坂本英人議員、副委員長に向出健議員が選任されました。

議長（大倉 博君） 日程第 11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総合常任委員長、いこいの館運営対策特別委員長から、所管事務調査について会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり決定しました。

議長（大倉 博君） これで、本日の日程は 全部終了しました。

これで、会議を閉じます。令和 2 年第 4 回 笠置町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2 時 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 松 本 俊 清

議 長 大 倉 博

署名議員 向 出 健

署名議員 坂 本 英 人